

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注		注	注	注	注	注		
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (461 単位) 要支援2 (572 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (460 単位) 要支援2 (573 単位)									
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (433 単位) 要支援2 (538 単位)									
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (438 単位) 要支援2 (539 単位)									
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)									
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)									
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)									
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)												
ニ サービス提供体制強化加算				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)												
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)												
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)												
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												
ホ 介護職員処遇改善加算				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)												
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)												
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)												
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)												
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)												

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注		
		活動を行う職員 の勤務条件基準 を設けない場合	利用者の数及び 入所者の数の合 計が100名を 超える場合	医師、看護職 員、介護職員、 指定福祉士、作 業療法士又は 言語聴覚士の員 数が基準に満た ない場合	病棟のユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等ユニ ット内における 業務が標準的な 場合	活動職員配置加 算	個別リハビリテ ーション実施加 算	認知症行動・心 理状態緊急対応 加算	障害性認知症 利用者受入加 算	利用者に対して 送迎を行う場合	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【従来型】	要支援1 (575 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位
		要支援2 (716 単位)									
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <在宅強化型>	要支援1 (613 単位)								
		要支援2 (753 単位)									
	c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【従来型】	要支援1 (608 単位)									
	要支援2 (762 単位)										
	d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 (652 単位)									
	要支援2 (807 単位)										
	(二) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老親・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <療養型>	要支援1 (582 単位)								
		要支援2 (723 単位)									
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【療養強化型】	要支援1 (582 単位)								
		要支援2 (723 単位)									
c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【療養型】	要支援1 (619 単位)										
要支援2 (774 単位)											
d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【療養強化型】	要支援1 (619 単位)										
要支援2 (774 単位)											
(三) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老親・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <療養型>	要支援1 (582 単位)									
	要支援2 (723 単位)										
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【療養強化型】	要支援1 (582 単位)									
	要支援2 (723 単位)										
c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【療養型】	要支援1 (619 単位)										
要支援2 (774 単位)											
d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【療養強化型】	要支援1 (619 単位)										
要支援2 (774 単位)											
(2) ユニツト型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニツト型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニツト型個室>【従来型】	要支援1 (618 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位
		要支援2 (775 単位)									
		b ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <在宅強化型>	要支援1 (660 単位)								
		要支援2 (817 単位)									
	c ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニツト型個室>【従来型】	要支援1 (618 単位)									
	要支援2 (775 単位)										
	d ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニツト型個室>【在宅強化型】	要支援1 (660 単位)									
	要支援2 (817 単位)										
	(二) ユニツト型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老親・看護職員を配置>	a ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニツト型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)								
		要支援2 (806 単位)									
		b ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニツト型個室>【療養強化型】	要支援1 (649 単位)								
		要支援2 (806 単位)									
c ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニツト型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)										
要支援2 (806 単位)											
d ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニツト型個室>【療養強化型】	要支援1 (649 単位)										
要支援2 (806 単位)											
(三) ユニツト型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老親・看護オンコール体制>	a ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニツト型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)									
	要支援2 (806 単位)										
	b ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニツト型個室>【療養強化型】	要支援1 (649 単位)									
	要支援2 (806 単位)										
c ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニツト型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)										
要支援2 (806 単位)											
d ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニツト型個室>【療養強化型】	要支援1 (649 単位)										
要支援2 (806 単位)											
注 特別療養費											
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)											
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)											
(4) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 【療養型老親の補給 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)】										
	(二) 特定治療										
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき、12単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき、12単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき、6単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき、5単位を加算)										
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき、+所定単位×39/1000)	※ 所定単位は、(1)から(5)までにより算出した単位数の合計									
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき、+所定単位×39/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき、+所定単位×16/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき、+(三)の80/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき、+(三)の80/100)										
： 特別療養費と緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の見定項目											

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (507 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (637 単位)					
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (534 単位)					
			要支援2 (664 単位)					
		c.診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (525 単位)					
			要支援2 (655 単位)					
		d.診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 (564 単位)					
		要支援2 (715 単位)						
		e.診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (596 単位)					
		要支援2 (747 単位)						
		f.診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (585 単位)					
		要支援2 (736 単位)						
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>		要支援1 (589 単位)	×97/100				
			要支援2 (742 単位)					
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1 (616 単位)					
			要支援2 (769 単位)					
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要支援1 (607 単位)						
		要支援2 (760 単位)						
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV) <ユニット型準個室>		要支援1 (589 単位)						
		要支援2 (742 単位)						
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>		要支援1 (616 単位)						
		要支援2 (769 単位)						
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>		要支援1 (607 単位)						
		要支援2 (760 単位)						
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)								
(4) 特定診療費								
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)							
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)							
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)							
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)							
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)			注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計				
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)							
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)							
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)							
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)							

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注						
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合						
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (813 単位)	×70/100	×90/100		×90/100								
			要支援2 (974 単位)													
		看護<3:1>介護<6:1>	b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (919 単位)												
			要支援2 (1,074 単位)													
		一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>							要支援1 (750 単位)					
				要支援2 (919 単位)												
	看護<4:1>介護<4:1>		b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (808 単位)												
			要支援2 (998 単位)													
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)		a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (728 単位)												
			要支援2 (892 単位)													
	看護<4:1>介護<5:1>	b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (786 単位)													
		要支援2 (971 単位)														
	(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (716 単位)							×70/100	×90/100		-12単位		
			要支援2 (876 単位)													
		看護<4:1>介護<6:1>	b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (773 単位)												
要支援2 (955 単位)																
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>		a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (656 単位)													
		要支援2 (817 単位)														
経過措置型	b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (763 単位)														
	要支援2 (918 単位)															
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	aユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (939 単位)	×70/100	×90/100		×90/100								
			要支援2 (1,095 単位)													
		bユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援1 (939 単位)													
			要支援2 (1,095 単位)													
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	aユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (832 単位)												
			要支援2 (1,024 単位)													
bユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援1 (832 単位)															
	要支援2 (1,024 単位)															
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																
(5) 特定診療費																
(6) サービス提供体制強化加算				(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)												
(7) 介護職員処遇改善加算				(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)												
				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計												

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目